

## 一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN 法人会員 入会のご案内

### 1. 私たちのミッションと法人会員制度について

一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN (ACJ) は、「世界標準の SCM をすべての人々に (Link Supply Chains With The Standard)」をビジョンに掲げ、サプライチェーン・マネジメント (SCM) の普及と標準化を通じて、持続可能な社会経済システムと自然環境の調和を目指す専門家コミュニティです。

当法人の活動趣旨にご賛同いただける企業・団体様を対象に、共に日本の SCM を進化させ、より良い社会を実現するパートナーとして「法人会員」を募集しております。本会員制度は、貴社に過度な義務や負担を強いることなく、緩やかな連携を通じて相互の発展を目指すものです。

### 2. 法人会員のメリット

法人会員にご入会いただくと、以下の特典をご利用いただけます。

- **コミュニティへのアクセス:** ACJ が主催するイベントやセミナーへの優先案内および参加費の優待。
- **最新情報の取得:** ASCM (米国) およびグローバル SCM に関する最新トレンド、調査レポート等の情報提供。
- **ブランディング:** ACJ ウェブサイト等における「パートナー企業」としてのロゴ掲載および貴社 SDGs/ESG 活動の発信支援 (希望制)。
- **人材育成支援:** 従業員様向けの SCM 学習カリキュラム導入に関する個別相談。

### 3. 入会金・年会費

- **入会金:** 無料
- **年会費:** 無料

### 4. 入会手続き

所定の「法人会員入会申込書」に必要事項をご記入の上、事務局までご提出ください。理事会による確認後、正式に会員として登録させていただきます。

## 法人会員 入会申込書

一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN 代表理事 行本 顕 殿

申請日：20 年 月 日

当社は、貴法人の掲げるビジョン「Link Supply Chains With The Standard (世界標準の SCM をすべての人々に)」および活動趣旨に賛同し、法人会員規約に同意の上、ここに入会を申し込みます。

### 1. 申込法人情報

法人名	
本社所在地	
代表者名 (役職・氏名)	
ウェブサイト URL	

### 2. 連絡担当者情報 (ACJ からの連絡窓口)

※当法人からのイベント案内や機関紙等は、原則として以下のメールアドレス宛に配信されます。

部署・役職	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3. ロゴ・社名掲載の確認 (任意) 法人会員特典として、ACJ ウェブサイト等に貴社の社名およびロゴを「パートナー企業」として掲載させていただきます。掲載の可否にチェックを入れてください。 (掲載は無料です。掲載に伴う義務は発生しません)

- 掲載を希望する (後ほど事務局よりロゴデータの送付依頼をご連絡します)
- 掲載を希望しない

【個人情報の取り扱いについて】 ご記入いただいた情報は、本法人のプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、会員管理、各種ご案内、および SCM 普及活動の目的にのみ使用いたします。

#### 【お申し込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN 事務局

〒108-0072 東京都港区白金一丁目17番2号 白金タワーテラス棟1階フロントオフィス B17

Email: [contact@acjapan.org/](mailto:contact@acjapan.org/) URL: <https://acjapan.org/>

## 一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN 法人会員規約

**第1条（目的）** 本規約は、一般社団法人 ASCM COMMUNITY JAPAN（以下「当法人」という）の定款第3条に定める目的に賛同し、その事業を支援・協力するために入会する法人会員（以下「会員」という）に関する事項を定めるものです。

**第2条（会員の定義）** 本規約における会員とは、当法人の趣旨に賛同して入会した法人または団体を指します。なお、本会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（定款上の社員）ではなく、当法人の総会における議決権を有しません。

### 第3条（入会）

1. 会員になろうとする法人は、当法人所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を得るものとします。
2. 当法人は、申込者が反社会的勢力に関与している場合、または当法人の趣旨に著しく反すると判断した場合は、入会を断ることができます。

**第4条（会費等）** 会員の入会金および年会費は、原則として無料とします。ただし、特定の有料サービスやイベントに参加する場合は、別途定める費用を負担するものとします。

**第5条（会員の権利）** 会員は、以下の権利を有します。（1）当法人が配信するSCM関連情報の受領。（2）当法人が主催するイベント・セミナー等への優待参加。（3）当法人のウェブサイト等における会員名の掲載（希望する場合）。（4）その他、当法人が定める特典の利用。

### 第6条（会員の義務）

1. 会員は、当法人の名誉を傷つける行為や、当法人の活動を妨害する行為を行ってなりません。
2. 会員は、登録情報（社名、所在地、連絡担当者等）に変更が生じた場合、速やかに当法人へ届け出るものとします。
3. 会員は、本会員としての活動を通じて知り得た当法人または第三者の機密情報を、書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはなりません。

**第7条（退会）** 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができます。退会に伴う違約金等は発生しません。

**第8条（会員資格の喪失）** 会員が以下のいずれかに該当する場合、当法人は事前の通知なく当該会員の資格を喪失させることができます。（1）本規約に違反し、是正の催告に応じない場合。（2）法人が解散、破産、民事再生手続き開始等の申し立てを受けた場合。（3）当法人の名誉を著しく毀損した場合。（4）反社会的勢力との関わりが判明した場合。

**第9条（免責）** 当法人は、会員が当法人の活動に関連して被った損害について、当法人の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

**第10条（規約の変更）** 当法人は、理事会の決議により本規約を変更することができます。変更後の規約は、当法人のウェブサイト等で告知した時点から効力を生じるものとします。

**附則** 本規約は、2025年1月1日より施行します。